

こども園における児童への投薬について

（１）『こども園における児童への投薬』

こども園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育教諭は児童への投薬を行うことが出来ません。従って、原則としてこども園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在こども園に通っていて、こども園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方を依頼して下さい。

例) 2回投与(朝/夕)にする

3回投与が必要な場合・・・朝/帰宅後/寝る前の3回服用にする

ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医またはこども園園医の指示に従うとともに、保護者及びこども園相互の連携が必要ですので、ご連絡下さい。協議した上で対応させていただきます。

（２）『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者とこども園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ると判断され、通常保育を希望される場合、看護師又は担当保育教諭が保護者に代わって投薬します。この場合は「A 主治医意見書」「B 与薬依頼書」を提出ください。

注意事項

- ① 主治医の処方による薬に限ります。
- ② 座薬・目薬・点鼻薬の投与は行いません。
- ③ 症状を判断しての投薬は行いません。
(熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、)
- ④ お薬は必ず保護者が、担当保育教諭・看護師へ手渡しして下さい。
- ⑤ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いたりした場合、こども園では責任を負いません。

※こども園における投薬に関し、その他ご質問・ご不明な点等ありましたら、事務所までご相談下さい。

主治医殿

日頃より、園児の健康管理にご協力を賜わり誠に有難うございます。

さて、玉櫛たちばなこども園では、原則として与薬の代行をおこなっていませんが、時間与薬の必要な薬剤など、医師が必要と認めたものに限って与薬することとしています。

つきましては、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、抗菌剤（一部の疾患を除く）を含めて感冒に対する与薬は認めておりませんので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

玉櫛たちばなこども園

A 与薬に関する主治医意見書

令和 年 月 日

園児名： 男・女

生年月日： 年 月 日

医療機関名：

主治医名： 印

1、病名：
2、薬剤名：
3、処方日： 年 月 日
4、使用時間： 昼食後 ・ おやつ後 ・ その他（ ）
5、主治医コメント：

B 与薬依頼書

玉櫛たちばなこども園

【一つの処方箋につき1枚提出してください】

氏 名		ファミリー・クラス	
記入日	令和 年 月 日	病 名	
処方医療機関名			
※ 処方された薬の説明書を必ず提出してください。			
1 持参した薬は、令和 年 月 日に処方されたうちの本日分です 2 保管方法は（室内・冷蔵庫）（その他 ） 3 使用する時間帯 （午前・午後 時頃） 4 投薬方法は そのまま ・ （ ）で溶かして（溶かすものを持参） 【熱性けいれん緊急時薬のお預かりについて】 ・お子様に座薬を使用する場合は、保護者に電話で状況をお伝えします。 ・園で座薬を使用した場合は速やかにお迎えをお願いします。 ・座薬を2/3個等にカットしなければならない場合は、座薬にカットする線を書いてください。 ・熱性けいれんが起こった場合は職員が座薬を挿入することができませんので、ご了承下さい。 【使用するタイミング】 ・体温が ℃以上で使用 【その他】			
この与薬依頼書によって与薬した結果についての責任は、こども園側がないことを承認します。			
保護者氏名			印

与薬(預かり)日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
受取者名						
与薬時間						
与薬者名						

【留意点】

- 1 与薬はなるべく家庭で行い、やむを得ない場合のみ受け付けます。※医師の診断で処方された薬のみに限らせて頂きます
- 2 薬は保育教諭・看護師へ直接手渡してください。手渡ししない場合は、与薬ができないことがありますのでご承知ください。
- 3 薬の袋又は容器には、必ず名前を書いてください。
- 4 与薬の回数(量)は必ず1回分をお願いします。水薬は1回分の容器にしてご持参下さい。
- 5 この用紙は与薬の期間使用します。